第五条　施行日前に旧規則別表第二専門分野の項第四号に掲げる者に該当する教員としての経験を有する者が前条の規定により施行日以後教員として同表の専門分野の項の上欄に掲げる教育内容を教授する場合における新規則第二条第七号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者若しくはあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の施行の日以後教員として別表第二の専門分野の項の上欄に掲げる教育内容を教授する者」とする。

○文部科学省厚生労働省令第二号

柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）第二条第一項、第四条第二項及び第三項（これらの規定を同令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第十条の規定に基づき、柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久

柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令

柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和四十七年文部省厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「五人」を「六人」に、「三人」を「四人」に、「四人」を「五人」に改め、同条第十号中「基礎医学実習室及び実技実習室」を「実習室」に改め、同条第十一号中「基礎医学実習室の面積は生徒一人につき三・三一平方メートル以上、実技実習室の面積は一ベツドにつき六・三平方メートル」を「実習室の面積は生徒一人につき二・一平方メートル」に改め、同条第十二号中「及び消毒施設」を削り、同条第十四号中「標本及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五　臨床実習を行うのに適当な施術所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十六　前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

第三条第一項中「申請書」の下に「（第三項において「申請書」という。）」を加え、「第十号」を「第十二号」に改め、同項第九号中「、標本」を削り、同項中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十　実習施設の名称、場所及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに概要

十一　実習施設における最近一年間の柔道整復の施術を受けた者の延べ数

第三条第二項中「書面」の下に「（次項において「書面」という。）」を加え、「第九号」を「第十一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　申請書又は書面には、実習施設における実習を承諾する旨の当該実習施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

第四条第二項中「又は同項第五号」を「、同項第五号」に改め、「同じ。）」の下に「又は前条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、同項第十号に掲げる事項の変更に伴い同項第十一号に掲げる事項を変更する場合に限る。以下この条及び次条第二号において同じ。）」を加え、同条第三項中「又は同項第五号」を「、同項第五号に掲げる事項又は同項第十号若しくは第十一号」に改め、同条に次の一項を加える。

4　令第四条第二項の規定による届出又は令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定による通知（前条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）は、前条第三項に規定する承諾書を提出して行わなければならない。

第四条の二第二号中「事項」の下に「（第三条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項を除く。）」を加える。

別表第一（備考を除く。）を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四	
専門基礎分野	人体の構造と機能	十五	高齢者及び競技者の生理学的特徴・変化を含む。
	疾病と障害	十一	
	柔道整復術の適応	二	
	保健医療福祉と柔道整復の理念	八	職業倫理を含む。
	社会保障制度	一	
専門分野	基礎柔道整復学	十	外傷保存療法の経過及び治癒の判定を含む。
	臨床柔道整復学	十七	物理療法機器等の取扱い及び柔道整復術適応の臨床的判定（医用画像の理解を含む。）を含む。
	柔道整復実技	十七	高齢者及び競技者の外傷予防技術並びに臨床実習前施術試験等を含む。
	臨床実習	四	
合計		九十九	

別表第一の備考第三号中「柔道整復実技（臨床実習を含む。以下同じ。）十六単位以上及び柔道整復実技以外の教育内容六十九単位」を「臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十五単位」に、「三十二単位」を「三十七単位」に、「二十三単位」を「四十四単位」に改める。

別表第二専門基礎分野の項第三号中「三年」を「五年」に、「従事した後」を「従事した経験を有し、かつ」に、「保健医療福祉と柔道整復の理念」を「柔道整復術の適応以外の教育内容」に改め、同表専門分野の項第二号中「三年」を「五年」に、「従事した後」を「従事した経験を有し、かつ」に改める。